社会福祉法人寿宝会

居宅介護支援事業所一晃　重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（東三河広域連合指定 第２３７６５０００６８号）

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

〇利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

〇利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

〇必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人寿宝会

（２）法人所在地　　愛知県豊川市御津町赤根山田１２番地

（３）電話番号　　０５３３－７５―２８００

（４）代表者氏名　　理事長　長木輝行

（５）設立年月　　平成９年６月２６日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定居宅介護支援事業所

（２）事業の目的　　介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

（３）事業所の名称　　居宅介護支援事業所一晃
平成１１年１１月３０日指定
東三河広域連合２３７６５０００６８号

（４）事業所の所在地　　愛知県豊川市御津町赤根山田１２番地

（５）電話番号　　０５３３－７５－３９７９

（６）事業所長（管理者）氏名　　熊澤　依美

（７）当事業所の運営方針

a　事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

b　事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

c　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

d　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（８）開設年月　　平成１２年４月１日

（９）第三者評価

第三者評価の実施の有無	有　・　�無	実施した直近の年月日	年　月　日
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有　・　無

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域

通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

豊川市全域、蒲郡市全域、豊橋市（梅薮町、梅薮西町、西浜町、日色野町、前芝町）

（２）営業日及び営業時間

営業日	日曜、国民の祝日に関する法律に基づく休日を除く平日。

	但し、１２月２９日から１月３日までは除く。
受付時間	月～土　　８：４５～１７：４５
サービス提供時間帯	月～土　　８：４５～１７：４５
２４時間連絡体制	電話により 24 時間常時連絡可能な体制をとっています。受付時間以外は　特別養護老人ホーム一晃　℡0533-75-2800 にて 24 時間受け付けします。

４．職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職種	職員配置（常勤換算）	職務の内容
１．事業所長（管理者）	１名	管理、居宅介護支援
２．主任介護支援専門員	１名以上	居宅介護支援
３．介護支援専門員	３名以上	居宅介護支援

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

○居宅介護支援の提供にあたって

①居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

（１）サービスの内容と利用料金（契約書第 3～5 条、第 9 条参照）

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護支援及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

↓

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供して、利用者等にサービスの選択を求めます。

↓

③介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

↓

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者等及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

・上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

・利用者等の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

・利用者は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

・利用者は居宅介護サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

・事業所の居宅サービス計画書の総数の利用を位置づけた各サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護）の利用割合や全６月間作成したサービス居宅サービス計画書に位置付けた提供回数のうち同一事業所によって提供されたものの割合を別紙にて説明します。

③居宅サービス計画の変更

・利用者等が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

・利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤医療と介護の連携

・利用者及びその家族は、利用者が医療機関に入院になった場合、その医療機関に対し

て担当介護支援専門員の氏名・連絡先の情報を提供するようお願いします。

・利用者が医療系サービスを希望された場合は、利用者の同意を得て、主治医の医師等に意見を求めるとともに、主治の医師に対して居宅サービス計画書を交付します。

・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況等の利用者の状態について主治の医師等へ必要な情報伝達を行います。

⑥障害福祉制度の相談支援専門員との連携

・障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合において、特定相談支援事業所との連携に努めます。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者等の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、要介護度に応じて下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。その後「サービス提供証明書」を発行いたしますので、後日、市役所の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

<table>
<tr><td rowspan="2">1</td><td colspan="2">介護度</td><td>要介護度 1</td><td>要介護度 2</td><td>要介護度 3</td><td>要介護度 4</td><td>要介護度 5</td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅介護支援費（Ⅰ）</td><td colspan="2">１，０８６単位/月</td><td colspan="3">１，４１１単位/月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td colspan="2" rowspan="2">特定事業所加算（Ⅱ）</td><td colspan="5">４２１単位/月</td></tr>
<tr><td colspan="5">厚生労働大臣が定める基準に適合し、東三河広域連合へ届出をしている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="11">3</td><td colspan="6">その他の加算（該当する場合）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ア</td><td rowspan="2">特定事業所医療介護連携加算</td><td colspan="5">１２５単位/月</td></tr>
<tr><td colspan="5">前々年度の３月から前年度の２月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数等の要件を満たす場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">イ</td><td rowspan="2">初回加算</td><td colspan="5">３００単位/月</td></tr>
<tr><td colspan="5">新規に居宅サービス計画を策定した場合、及び要介護状態が２段階以上変更となった場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ウ</td><td rowspan="2">入院時情報連携加算（Ⅰ）</td><td colspan="5">２５０単位/月</td></tr>
<tr><td colspan="5">利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対し当該利用者に係る必要な情報を提供した場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">エ</td><td rowspan="2">入院時情報連携加算（Ⅱ）</td><td colspan="5">２００単位/月</td></tr>
<tr><td colspan="5">利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対し当該利用者に係る必要な情報を提供した場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">オ</td><td rowspan="2">退院･退所加算（Ⅰ）イ</td><td colspan="5">４５０単位/回</td></tr>
<tr><td colspan="5">病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により１回受けている場合</td></tr>
</table>

		退院・退所加算（Ⅰ）ロ	６００単位/回 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより１回受けている場合
		退院・退所加算（Ⅱ）イ	６００単位/回 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により２回以上受けている場合
		退院・退所加算（Ⅱ）ロ	７５０単位/回 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を２回受けており、うち１回以上はカンファレンスによる場合
		退院・退所加算（Ⅲ）	９００単位/回 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を３回受けており、うち１回以上はカンファレンスによる場合
	カ	緊急時等居宅カンファレンス加算	２００単位/回（１月に２回を限度とする） 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
	キ	ターミナルケアマネジメント加算	４００単位/月 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして東三河広域連合に届出をしており、その死亡及び死亡日前１４日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
		通院時情報連携加算	５０単位/月 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者に関する必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画書に記録した場合

（２）交通費

通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所の居宅介護支援を利用される場合についても、居宅介護支援の提供に際し、要した交通費は無料です。

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替（契約書第８条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者等に対してサービス利用上の不利益が生じ

ないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者等から特定の介護支援専門員の指名はできません。

７．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する担当者を選定しています。

（2）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

（3）虐待防止のための指針の整備をしています。

（4）職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

８．身体的拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意と得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、５年間保存します。

① 緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

② 非代替性

身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

③ 一時性

利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及びことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

９．サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① 利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から５年間保管するとともに、利用者等または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

② 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する

書類を交付します。

③　事業者、職員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者、利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

１０．事故発生時の対応について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、東三河広域連合、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

１１．損害賠償について（契約書第 13 条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

１２．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 14 条参照）

①利用者が死亡した場合

②要介護認定により利用者の心身の状況が、自立または要支援と判定された場合

③利用者が介護保険施設に入所した場合

④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥利用者等から解約又は契約解除の申し出があった場合（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、利用者等から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前(※最大 7 日)までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合

② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合

③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合

④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事

情が認められる場合

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス職員もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

１３．衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１４．業務継続計画の策定等について

⑴ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

⑵ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

⑶ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１５．苦情の受付について（契約書第 19 条参照）

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）　熊澤　依美

○苦情解決責任者　中村　由香

○第三者委員　城所　信之　電話 0533-93-7071

榊原　多世　電話 0564-54-7173

○受付時間　毎週月曜日～土曜日　（祝日を除く）

８：４５～１７：４５

電話 0533-75-3979　FAX　0533-75-2622

（２）行政機関その他苦情受付機関

東三河広域連合 福祉事業部　介護保険課	所在地　愛知県豊橋市八丁通二丁目 16 番地 電話番号　0532-26-8471　ＦＡＸ　0532-26-8475 受付時間　９：００～１７：００
豊川市役所　健康福祉部 介護高齢課	所在地　愛知県豊川市諏訪町１丁目１番地 電話番号　0533-89-2173　ＦＡＸ　0533-89-2137 受付時間　９：００～１７：００
豊橋市役所　福祉部 長寿介護課	所在地　愛知県豊橋市今橋町１番地 電話番号　0532-51-2331　ＦＡＸ　0532-56-3810 受付時間　９：００～１７：００
蒲郡市役所　長寿課	所在地　愛知県蒲郡市旭 17 番地 1 電話番号　0533-66-1176　ＦＡＸ　0533-66-1330 受付時間　９：００～１７：００
愛知県国民健康保険団体連合会　介護保険課　苦情調査係	所在地　愛知県名古屋市東区泉１丁目６番５号 電話番号　052-971-4165　ＦＡＸ　052-962-8870 受付時間　９：００～１７：００
愛知県運営適正化委員会 （愛知県社会福祉協議会内）	所在地　愛知県名古屋市東区白壁１丁目 50 電話番号　052-212-5515　ＦＡＸ　052-212-5514 受付時間　９：００～１７：００

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所　　居宅介護支援事業所一晃
説明者職名及び氏名　　介護支援専門員　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者　　住所

氏名　　印

代理人　　住所
（選任した場合）
氏名　　印

利用者との続柄（　　）

※この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

別紙

指定居宅介護支援の援助にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならないいこと等を踏まえ、下記の内容を説明します。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

① 前６月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画書の数が占める割合は以下になります。

訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
14.84%	77.67%	4.817%	62.27%

② 前６月間に作成された居宅サービス計画の位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合は以下になります。

サービス種類	１位	２位	３位
訪問介護	菜花訪問介護 27.74%	NPO 法人たすけ愛.手をつなごう会 10.95%	訪問介護 ST よい館豊川 10.22%
通所介護	社会福祉法人寿宝会 57.34%	（株）キャリアスタッフ 7.87%	社会福祉法人順明会 6.96%
地域密着型通所介護	有限会社水車 78.05%	（株イシハラケアサービス 14.63%	特定非営利法人えがお 7.32%
福祉用具貸与	フランスベッド 23.02%	（株）シルバーアテンダ 21.51%	（株）トーカイ 19.25

（R6.２月末日現在）

※前６月間について

前期：３月１日から８月末日　後期：９月１日から２月末日

訪問時直近となる期間の数値